

特定非営利活動法人 シャローム定款

第1章 総則

第1条（名称）この法人は、特定非営利活動法人シャロームという。

第2条（事務所）この法人は、主たる事務所を茨城県石岡市若松一丁目5番38号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、高齢者や身体に障害を持つ人たちに働く場と談笑の場を、また不登校の子どもたちに学びや成長の場と談笑の場を提供し、子どもたちの学校への復帰または社会参加など多様な生き方を支援するとともに、不登校のお子さんを抱えて悩んでいるご家庭の支援をする。また、学校および学校外教育のあり方について、社会の理解を深める活動を行う。こうした、多様な教育と文化を創造することをもって、広く高齢者や身体に障害を持つ人たちそして青少年の人権の確立と保障に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）子どもの健全育成を図る活動
- （3）社会教育の推進を図る活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①□ 高齢者に働く場と談笑の場を確保・運営する事業
- ②□ 身体に障害を持つ人たちに働く場と談笑の場を確保・運営する事業
- ③□ 障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業
- ④□ 青少年に対するフリースクールの運営事業
- ⑤□ 青少年に対するスポーツレクリエーション事業
- ⑥□ 青少年に対する文化学習支援事業
- ⑦□ 青少年の国際交流に係る企画立案事業
- ⑧□ 青少年等に対するコンピューター技術習得の支援事業
- ⑨□ 青少年等の活動に係る相談及び支援の事業
- ⑩□ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の構成員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、主体的に活動を担う個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人又は団体

(正会員の入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人に正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(正会員入会金および正会員年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

(正会員資格の喪失)

第9条 正会員が、次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があった時。
- (2) 本人が死亡した時。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(正会員の退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(正会員の除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至った場合には、総会において、正会員総数の過半数の議決により、これを除名することが出来る。

この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(賛助会員の入会)

第12条 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人に賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員年会費)

第13条 賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(賛助会員資格の喪失)

第14条 賛助会員が、次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡、または賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(賛助会員の退会)

第15条 賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(賛助会員の除名)

第16条 賛助会員が、次の各号の一に該当するに至った場合には、総会において、正会員総数の過半数の議決により、これを除名することが出来る。

ただし、その賛助会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第17条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第19条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ない。

(職務)

第20条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の開催を請求すること。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第22条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな

らない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第 24 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 25 条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 26 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 27 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 28 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (7) 入会金および年会費の額
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 29 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集

の請求があったとき。

(3) 監事が第 20 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 30 条 総会は、第 29 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 29 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 32 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 33 条 総会における決議事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第 34 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 32 条、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項第 2 号及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 35 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席した正会員の数（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、

ては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この定款で定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第38条 理事会は、理事が次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第20条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第38条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事の中から互選する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第 42 条 理事会における議決事項は、第 39 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決権等)

第 43 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に理事会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 42 条第 2 項及び第 44 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計および事業計画

(資産の構成)

第 45 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 46 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 47 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 48 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 49 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 50 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の規定による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 51 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費の設定および使用)

第 52 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告書および決算)

第 53 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 54 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(書類及び帳簿の備置き)

第 55 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(臨機の措置)

第 56 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 57 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 58 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 59 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数議決を経て、選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 60 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 6 1 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 62 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の者とし、その任期は、第 21 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。

理事長	木村 靖子
副理事長	新見 佳代子
理事	五十嵐 万里子
同	根本 松次郎
同	斎藤 章
監事	宮嶋 亜矢

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 28 条第 1 項第 4 号及び第 49 条の規定に関わらず、設立総会で定めるところのよものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定に関わらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条及び第 13 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 10,000 円
- (2) 年会費 10,000 円

賛助会員

- (1) 個人年会費 5,000 円
- (2) 団体年会費 20,000 円